

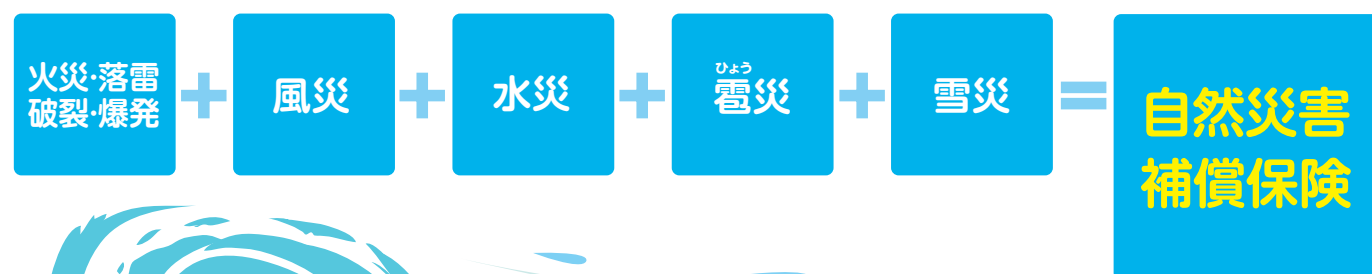
台風・豪雨等による預かり車両の損害を補償する制度のご案内

Honda 二輪預かり車両 自然災害補償保険制度のご案内

<この保険の特長>

販売店さまが管理しているお客さまからの預かり車両に対する保管中の火災・落雷・破裂・爆発・風災・水災・雹(ひょう)災・雪災による車両損害を、販売店さまに法律上の賠償責任が発生しない場合に補償する保険です。

台風・豪雨や洪水などの損害や、隣家の火災等の延焼により損害を受けた場合についても保険金をお支払いします。なお、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償対象外となります。



募集要項

- ◆保険期間：2026年2月1日午後4時から2027年2月1日午後4時まで
- ◆申込締切日：2025年11月21日(金)
- ◆契約者：株式会社ホンダモーターサイクルジャパン
- ◆保険の対象：お客さまからお預かりしている自動二輪車・一般原動機付自転車
(※)保管施設内で販売店さまが管理している車両をさし付属品を含みます。
- ◆取扱代理店：ホンダ開発株式会社
- ◆引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

台風・豪雨を原因とする
水害による損害



飛来物(備品、枯れ木、
小石、等)による損傷



強風による樹木等の
倒壊に伴う損害



雹(ひょう)による損害



自然災害による損害は自動車管理者賠償責任保険では

支払い対象外!!

自動車管理者賠償責任保険はお客さまの車両の保管・管理にかかわる損害を補償しますが、
台風・豪雨ならびに自然災害による損害は原則管理者の賠償責任が
発生しないケースがほとんどです。

■保険金額の設定方法

預かり車両の最大保管台数をベースに保険金額を設定いただきます。
以下の例を参考に、1台当たり
「一般原付:300千円」「自動二輪車:600千円」として計算ください。

| | | | | |
|-----|-------|------------|-----------|-----------|
| | 台数 | 1台当たり | 各保険金額 | 合計保険金額 |
| <例> | 一般原付 | 3台 × 300千円 | → 900千円 | } 3,900千円 |
| | 自動二輪車 | 5台 × 600千円 | → 3,000千円 | |

※免責金額:1事故 50千円



(保険期間:1年間、支払方法:一括払)

| 保険金額(千円) | 年間保険料(円) |
|----------|----------|
| 900 | 6,300 |
| 1,200 | 8,400 |
| 1,500 | 10,500 |
| 1,800 | 12,600 |
| 2,100 | 14,700 |
| 2,400 | 16,800 |
| 2,700 | 18,900 |
| 3,000 | 21,000 |
| 3,300 | 23,100 |
| 3,600 | 25,200 |
| 3,900 | 27,300 |
| 4,200 | 29,400 |
| 4,500 | 31,500 |
| 4,800 | 33,600 |
| 5,100 | 35,700 |
| 5,400 | 37,800 |
| 5,700 | 39,900 |
| 6,000 | 42,000 |
| 6,300 | 44,100 |
| 6,600 | 46,200 |
| 6,900 | 48,300 |
| 7,200 | 50,400 |
| 7,500 | 52,500 |
| 7,800 | 54,600 |
| 8,100 | 56,700 |
| 8,400 | 58,800 |
| 8,700 | 60,900 |
| 9,000 | 63,000 |
| 9,300 | 65,100 |
| 9,600 | 67,200 |
| 9,900 | 69,300 |
| 10,200 | 71,400 |
| 10,500 | 73,500 |

| 保険金額(千円) | 年間保険料(円) |
|----------|----------|
| 10,800 | 75,600 |
| 11,100 | 77,700 |
| 11,400 | 79,800 |
| 11,700 | 81,900 |
| 12,000 | 84,000 |
| 12,300 | 86,100 |
| 12,600 | 88,200 |
| 12,900 | 90,300 |
| 13,200 | 92,400 |
| 13,500 | 94,500 |
| 13,800 | 96,600 |
| 14,100 | 98,700 |
| 14,400 | 100,800 |
| 14,700 | 102,900 |
| 15,000 | 105,000 |
| 15,300 | 107,100 |
| 15,600 | 109,200 |
| 15,900 | 111,300 |
| 16,200 | 113,400 |
| 16,500 | 115,500 |
| 16,800 | 117,600 |
| 17,100 | 119,700 |
| 17,400 | 121,800 |
| 17,700 | 123,900 |
| 18,000 | 126,000 |
| 18,300 | 128,100 |
| 18,600 | 130,200 |
| 18,900 | 132,300 |
| 19,200 | 134,400 |
| 19,500 | 136,500 |
| 19,800 | 138,600 |
| 20,100 | 140,700 |
| 20,400 | 142,800 |

| 保険金額(千円) | 年間保険料(円) |
|----------|----------|
| 20,700 | 144,900 |
| 21,000 | 147,000 |
| 21,300 | 149,100 |
| 21,600 | 151,200 |
| 21,900 | 153,300 |
| 22,200 | 155,400 |
| 22,500 | 157,500 |
| 22,800 | 159,600 |
| 23,100 | 161,700 |
| 23,400 | 163,800 |
| 23,700 | 165,900 |
| 24,000 | 168,000 |
| 24,300 | 170,100 |
| 24,600 | 172,200 |
| 24,900 | 174,300 |
| 25,200 | 176,400 |
| 25,500 | 178,500 |
| 25,800 | 180,600 |
| 26,100 | 182,700 |
| 26,400 | 184,800 |
| 26,700 | 186,900 |
| 27,000 | 189,000 |
| 27,300 | 191,100 |
| 27,600 | 193,200 |
| 27,900 | 195,300 |
| 28,200 | 197,400 |
| 28,500 | 199,500 |
| 28,800 | 201,600 |
| 29,100 | 203,700 |
| 29,400 | 205,800 |
| 29,700 | 207,900 |
| 30,000 | 210,000 |

保険金額30,000千円以上をご希望のお客様は
取扱代理店へお問い合わせください

- 保険金額・保険料は、保管場所ごとの最大保管台数をもとに設定します。
- 上記保険料は、損害率が悪化した際には変動することもあります。

販売店さまに賠償責任が発生しない自然災害を補償するプランをご提供

■補償概要:販売店さまがお客さまから一時的にお預かりした車両を所定の場所で保管している際に、火災・落雷・破裂・爆発のほか、洪水などの水災や風災・雪災・雹(ひょう)災を原因として預かり車両に損害が発生し、「自動車管理者賠償責任保険」が適用されない場合の損害を補償します。

■保険契約者:株式会社ホンダモーターサイクルジャパン

■加入対象:Honda二輪販売店さま

■申込締切日:2025年11月21日(金)

■記名被保険者:Honda二輪販売店さま

■保険の目的:預かり車両(自動二輪車・一般原動機付自転車)

■保険金額の設定方法

保管場所ごとにご通知いただいた、最高保管台数をベースに、保険金額を設定します。

■お支払いする保険金

修理に要する費用および買取りまたは代替自動車の販売等に要した費用^(※)。

ただし拠点ごとに設定する保険金額を限度とします。

(※)被害車両の時価額を限度とします。また修理の結果、損害発生前の状態よりも、車両の価値が増加した場合は、修理額からその増加額に相当する金額を控除して得た額とします。また買取後または引き取り後に生じた費用を除きます。

<事故例> ・集中豪雨が 발생し、預かり車両が水没し、故障した。
・台風による強風で店舗で保管していた預かり車両が損壊した。
・雹(ひょう)が降り、預かり車両が損壊した。

■お手続き方法

| ご加入対象者 | お手続き方法 |
|----------|---|
| 新規加入の皆さま | <ul style="list-style-type: none"> ・「加入依頼書フォーム」に必要事項ご入力の上、お申し込みください。 ・お申し込み後にお送りする「口座振替依頼書」をご提出ください。 |
| 継続加入の皆さま | <ul style="list-style-type: none"> ・「加入内容確認書」をお送りいたします。 ・前年と同等条件で継続加入される場合は、加入内容確認書の提出は不要です。 ・加入内容に変更がある場合、変更の内容を「加入内容確認書」に記載の上、ご提出ください。 |

■保険料お支払方法:保険料は2026年1月13日(火)にご指定の口座よりお引落しとなります。

■満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

■預かり車両の範囲

預かり車両の範囲は指定いただいた保管施設内で販売店さまが管理、販売店さま以外の者が所有する車両をいい、付属品を含みます。

■預かり車両の判別について

保険請求の際には、整備台帳の写しをご提出いただきます。お客さまからお預かりした車両かどうかの判別を行いますので、台帳には以下項目を漏れなく記載ください。

| 整備台帳への記載事項 | | | |
|------------|---------------|-----------|--------------------|
| ①お客さま名 | ②車名・登録番号・車台番号 | ③お預かりした目的 | ④お預かりした時期(お返しした時期) |

■ケースごとの必要書類について

| ケース | 必要書類 |
|----------|--------------------------------|
| ①修理 | 販売店さまが修理費用を負担したことを証明する書類 |
| ②買取または廃棄 | 販売店さまが買取または引取りを実施したことを証明する書類 |
| ③代替自動車提供 | 販売店さまが代替自動車の販売費用を負担したことを証明する書類 |

※整備台帳(写)はすべてのケースにおいて必要となります。

<対象外> ・販売店さま以外の業者が買取・引取を実施した場合。
・販売店さま以外の業者が修理を実施した場合(下請け業者を除く)。
・代車費用

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合】

| 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|--|
| <p>この保険では、お客さまから預かった自動車が火災・落雷・破裂・爆発・風災・水災・雹(ひょう)災・雪災損害で被ったことにより発生した修理費用等を、自動車販売業の方に賠償責任が発生しない場合に、保険金をお支払いします。お客さまから預かった車は、店舗においてお車預かり台帳等に記載される車をさします。</p> | <p>次のような事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ご契約者や被保険者またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②保険対象の紛失、盗難 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害 ⑤核燃料物質に起因する事故 ⑥テロ行為、情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害 ⑦所定の車両置場以外で保管または使用管理されている場合の損害 ⑧損害車両の使用不能に関する損害(代車費用・休車損害等) ⑨廃車のために受託した車両の損害 ⑩事故車を自工場で修理した場合の損害 ⑪お客さまに納車後に発見された損害 ⑫自然の消耗、劣化^(注)、性質による蒸れ、変色、変質、さび、腐食、ひび割れ、ねずみ食い、虫食い等に起因してこれらが生じた部分について発生した損害等 ⑬事故車を自工場で修理した場合の利益相当額 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。</p> |

ご 注 意

- 申込書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険は企業総合補償保険です。保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書等にてご確認ください。
- 取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】
 ナビダイヤル 0570-022808 <通話料有料>
 <受付時間>平日：午前9時15分～午後5時
 (土・日・祝日・年末年始は休業)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (<https://www.sonpo.or.jp/>)
- このパンフレットは「企業総合補償保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
 営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ① 保険期間が1年以内のご契約
- ② 営業または事業のためのご契約
- ③ 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ⑤ 質権が設定されたご契約

- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方もこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 「自然災害補償保険」とは「企業総合補償保険」のペットネームです。

告知義務・通知義務等

【1】ご契約締結時における注意事項(告知義務等)

- (1) ご契約者または被保険者(補償を受けられる方)の方には保険契約締結の際、以下の告知事項について損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
 <告知事項> ア.保管場所(店舗、敷地)ごとの所在地
 イ.保管場所(店舗、敷地)ごとの預かり車両の最高保管台数
- (2) 保険契約締結の際、告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部においてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (3) 類似の他の保険契約または共済契約がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますので、ご注意ください。
- (4) ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、その契約は無効(ご契約の全ての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。)となります。

- (5) ご契約者または被保険者の詐欺または脅迫によって損保ジャパンが契約を締結した場合は、損保ジャパンは書面による通知をもって、その契約を取り消すことができます。

【2】ご契約締結後における留意事項(通知義務等)

- (1) 保険契約締結後、以下の通知事項に変更が発生する場合、以下に定める通知の期限までに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
 <通知事項> ア.保管場所(店舗、敷地)ごとの所在地
 イ.保管場所(店舗、敷地)ごとの預かり車両の最高保管台数
 <通知の期限> 通知事項に変更が発生した場合、遅滞なくご通知ください。
- (2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払がないまま事故が発生した場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 (注) 保険の対象の所在地の変更を除く(1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった時を除きます。

(3) 保険の対象の譲渡

保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前に取り扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約の効力を失いますので、ご注意ください。

(4) ご契約の住所・通知先変更

保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(5) 上記以外の変更

上記以外の変更をご希望の場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(6) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

[3] ご通知をいただいた後の契約の取扱い

(1) 前記[2](1)のご連絡をいただく場合において、以下に該当するときは、ご契約を継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。

・日本国外に保険の対象が移転したとき

(2) 前記[2](5)のご契約内容の変更等をご希望であっても、その変更の内容によっては、ご契約を継続することができない場合がありますので、ご注意ください。

またご契約を継続できる場合でも、補償内容が変更となる場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

個人情報の取扱いについて

○損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

事故が起きた場合

(1) 事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。ただちにご連絡いただかなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(2) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

| | 必要となる書類 | 必要書類の例 |
|-----|---|--|
| (1) | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など |
| (2) | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 事故状況証明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など |
| (3) | 保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度が確認できる書類 | ①建物、家財、什器、備品等、商品・製品等に関する事故、他人の財物に損害を与えた等の賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収証、函面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院申告書、治療費領収証、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受取書 など |
| (4) | 保険の対象であることが確認できる書類 | 登記簿謄本、売買契約書(写)、登記事項等証明書 など |
| (5) | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 | 同意書 など |
| (6) | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書 など |
| (7) | 質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類 | 承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など |
| (8) | 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類 | 他の保険契約等の保険金支払い内容を記載した支払内訳書 など |

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払します。

(注1) 事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力をいただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件をみたす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しくは、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

(3) 前記(2)の書類をご提出いただく等、約款に定める請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しくは損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】0120-727-110

<受付時間> 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

お問い合わせ先

<取扱代理店>

ホンダ開発株式会社 法人保険サービス課
〒351-0114 埼玉県和光市本町5-39
TEL:048-452-5815 (受付時間:平日午前9時30分～午後5時30分)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 モビリティ第二部 営業第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL:03-3349-3302 (受付時間:平日午前9時～午後5時)